

個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理に対する意見

2019年5月27日

150-0011
東京都渋谷区東3-22-8
一般社団法人情報支援レスキュー隊
代表理事 宮川祥子
03-5468-5091
staff@itdart.org

この度は、意見提出の機会をいただき誠にありがとうございます。以下のように意見を提出させていただきますので、何卒ご検討いただきますようお願い致します。

基本的な意見としては、以下2点である。

①一般人の常識(コモンセンス)で判断できる原則をベースとした柔軟な制度とすべき

我が国社会の効率性、利便性を高め継続可能な形で社会問題を解決するには、個人データの活用が必要であり、特に不確実性の高い災害時においては、事前にすべての事象を想定して仕様を策定することは不可能である。

災害時の不確実性に対応するために、原則をベースとした柔軟な規定とすべきである。現状の法令は、詳細な手続き規定が中心となっており法全体を網羅的に捉えるのが難しい制度となっていないだろうか。一般人の常識(コモンセンス)で判断できる制度となるように努力すべきである。

②我が国全体として官民一体で統一的な法制度とすべき

効率的な被災者支援を実現するには、個人情報を活用した官民連携が必須である。しかしながら、現状の法制度は官民及び地域で異なった制度が運用されているという異常な事態であると認識している。早急に我が国全体で統一的な原則に基づき、官民一体で被災者支援が行えるように改正を進めるべきである。

上記意見の理由として、現状の課題と目指すべきビジョンについて以下に説明する。

- 現状の法制度は、想定された状況に関する仕様としての手続き規定と例外規定で成りたっているため、想定外の状況が頻発する災害現場においては、該当するかどうか判断が難しく支援活動が阻害されることが多々発生している。具体的には、法令による例外として災害対策基本法で一部要件である目的外利用が認められているが、そのような適用範囲と要件を精緻に規定しても運用は困難である。目指すべきは、一部の例外規定ではなく想定しない状況に柔軟に対応できる包括的な原則をもった法制度であり、具体的な手続きは状況にあわせて対応できる共同規制型のスキームである。
- 官民で法制度が分断されている課題としては、行政がもつ住民情報、例えば民生委員(民間人であるが行政としての役割を担う)等が把握している要支援者等の住民情報が民間の災害ボランティア等に提供されないため、特別な支援が必要な被災者に支援が届けられないという状況が起きている。目指すべきは、正当な目的で公正な活動に関しては、原則に基づいて個人情報を活用できるような制度とすべきである。

- 一方で、行政の被災者支援活動においても、被災者支援に必要な罹災証明の発行等の活動が迅速に行えないという課題がある。官民で統一的な法制度とすることで、災害初期から被災地で活動している民間ボランティアの情報を活用して、行政が効率的な被災者支援を行なうことも可能となる。
- 最後に、目指すべきビジョンとして、個人情報の利用におけるデメリットとベネフィット等の価値観が対立するような状況において、比例性の原則等でバランスをとって総合的に判断できるようなスキームをもった法制度の創出と社会の常識を醸成していくべきである。